

教育職員免許法等の改正に伴う経過措置について

教育職員免許法等が改正されたことにより、2019年4月1日以降の入学生から新しい教職課程（以下、「新課程」という。）が適用されることとなり、従来の教職課程（以下、「旧課程」という。）から必要修得単位数や開設科目が変更された。

このことに伴う文部科学省が定める経過措置及び本学の対応は以下のとおり。

1. 文部科学省が定める経過措置（基本ルール）

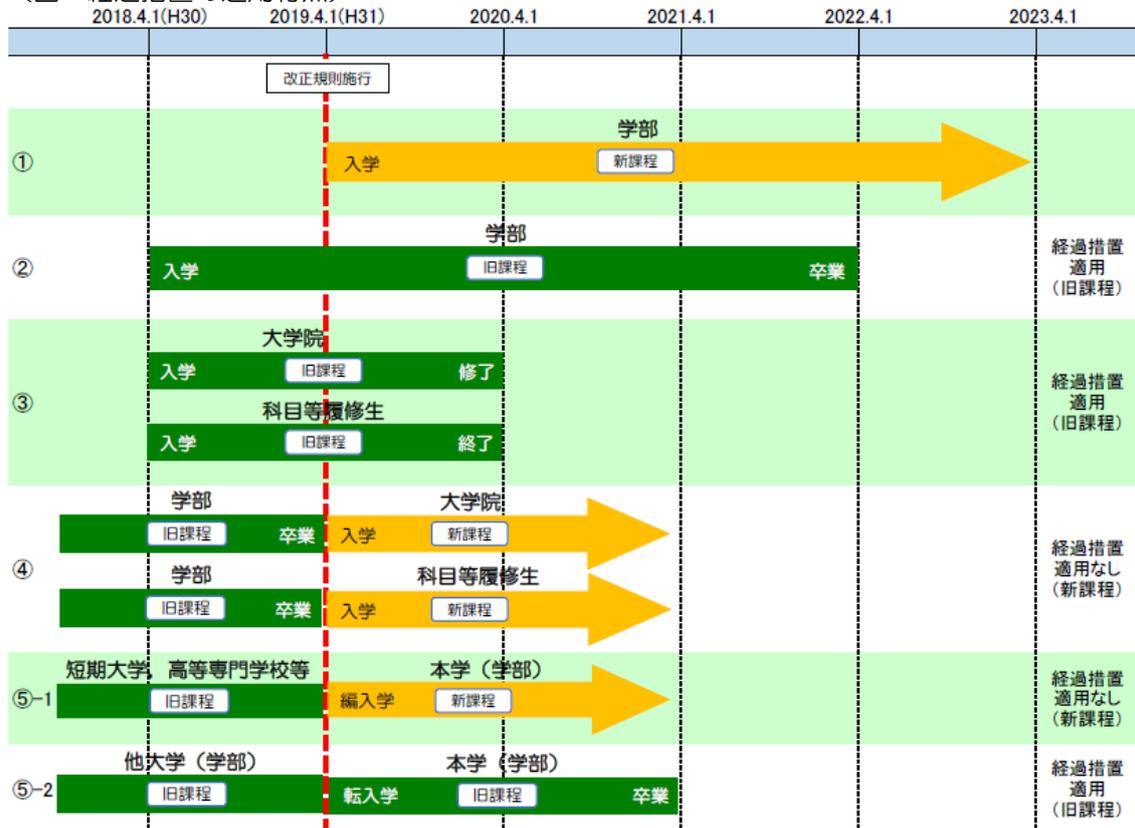
○ 経過措置の適用有無

＜* 一種免許状を取得する場合＞（※専修免許状を取得する場合については7ページを参照）

2019年4月1日以降に大学（学部、以下同様）に入学した者については新課程が適用されるが（図①の場合）、2019年3月31日以前に入学し、2019年4月1日時点で大学に在籍している者が卒業までに所要資格を得た場合は、経過措置が適用され、旧課程が適用される（図②の場合）。

また、2019年3月31日以前に大学院に入学し学部聴講により教職科目を履修している者、もしくは2019年3月31日以前に科目等履修生としての身分を有している者が、修了（終了）までに一種免許状取得のための所要資格を得た場合は、経過措置が適用され、旧課程が適用される（図③の場合）。

（図：経過措置の適用有無）



一方、大学を2019年3月（もしくはこれ以降）に卒業し、間を置かず大学院に入学した者が学部聴講により教職科目を履修、もしくは間を置かず科目等履修生として身分を取得した者が教職科目を履修し一種免許状取得のための所要資格を得ようとする場合は、旧課程適用時から在学関係が終了しているため経過措置が適用されず、新課程が適用される（図④の場合）。

また、2019年4月（もしくはこれ以降）に **他大学-短期大学、高等専門学校**等から本学に編入学した者が、本学において教職科目を履修し一種免許状取得のための所要資格を得ようとする場合も、経過措置は適用されず新課程が適用される（図⑤-1の場合）。（※旧課程が適用される学年に編入学した場合でも、新課程が適用される。）

ただし、他大学から本学に転入学した場合には経過措置が適用され旧課程が適用される。（図⑤-2の場合）

○ 経過措置に伴う新課程・旧課程適用者への対応

新課程が適用される者（以下、「新課程適用者」という。）が旧課程において履修した科目については、大学が適当と認めるものは旧課程の科目から新課程の科目に読み替えることができる。

一方で、新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできないため、大学は旧課程が適用される者（以下、旧課程適用者）が在籍する間は旧課程の科目の開設が必要になるが、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねる科目（※）を開講し、2019年度以降、旧課程適用者に当該科目を修得させることは可能である。

（※）「新課程の科目と旧課程の科目を兼ねる科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。

2. 本学における経過措置対応

○ 旧課程適用者の2019年度以降の単位修得方法について

1) 教職に関する科目（→新課程の科目区分：教育の基礎的理解に関する科目等）

旧課程における「教職に関する科目」（「各教科の指導法」を含む。）については、2019年度から、一部の科目を除きほぼ全ての科目を旧課程における「教職に関する科目」と新課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」（科目区分：教科及び教科の指導法に関する科目）を兼ねる科目（以下、「兼ねる科目」という。）として開講する。（※「各教科の指導法」については5ページを参照。）

これにより、旧課程適用者は2019年度以降は「兼ねる科目」を単位修得し、「教職に関する科目」に充てることになる。ただし、一部の科目については、旧課程と新課程で単位数や科目名、授業内容が異なるため「兼ねる科目」として開講しない。このため、旧課程適用者と新課程適用者は別に開講する科目を単位修得する必要がある。

各年度の開講科目及び旧課程・新課程の対応状況については、表1のとおり（※表中の「課程」欄において「旧・新」となっている科目は「兼ねる科目」）。

(表1：各年度の「教育の基礎的理解に関する科目等」開講科目)

2018年度以前			2019年度			2020年度以降		
科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程
教職基礎論	2	旧	教職基礎論	2	旧・新	教職基礎論	2	旧・新
教育原理	2	旧	教育原理	2	旧・新	教育原理	2	旧・新
教育心理学	2	旧	教育心理学	2	旧・新	教育心理学	2	旧・新
————	—	—	————	—	—	特別支援教育	1	新(注1)
教育制度論	2	旧	教育制度論	2	旧・新	教育制度論	2	旧・新
教育課程論	2	旧	教育課程論	2	旧(注2)	教育課程論	1	新(注2)
道徳教育の理論と実践	2	旧	道徳教育の理論と実践	2	旧・新	道徳教育の理論と実践	2	旧・新
特別活動の理論と実践	2	旧	特別活動の理論と実践	2	旧(注3)	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	新(注3)
教育方法論	2	旧	教育方法論	2	旧・新	教育方法論	2	旧・新
生徒・進路指導論	2	旧	生徒・進路指導論	2	旧・新	生徒・進路指導論	2	旧・新
教育相談論	2	旧	教育相談論	2	旧・新	教育相談論	2	旧・新
教育実習Ⅰ	5	旧	教育実習Ⅰ	5	旧・新	教育実習Ⅰ	5	旧・新
教育実習Ⅱ	3	旧	教育実習Ⅱ	3	旧・新	教育実習Ⅱ	3	旧・新
教職実践演習	2	旧	教職実践演習	2	旧・新	教職実践演習	2	旧・新

(注1) 「特別支援教育」は新課程から新たに開設される科目であるため、旧課程適用者は修得する必要はない。

(注2) 「教育課程論」は旧課程においては2単位の科目として開設しているが、新課程においては1単位の科目として開設し、2019年度入学生(新課程適用者)が2年次となる2020年度から1単位の科目として開講する。旧課程適用者が2020年度から開講される「教育課程論」(1単位)を単位修得しても、旧課程の「教育課程論」(2単位)として「教職に関する科目」に充てることはできない。

(注3) 新課程からの開設科目「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」は、2019年度入学生(新課程適用者)が2年次となる2020年度から、旧課程の開設科目「特別活動の理論と実践」に替えて開講する。旧課程適用者が2020年度から開講される「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」を単位修得しても、旧課程の「特別活動の理論と実践」として「教職に関する科目」に充てることはできない。

2) 教科に関する科目(→新課程の科目区分：教科に関する専門的事項)

旧課程における「教科に関する科目」及び新課程における「教科に関する専門的事項(科目区分：教科及び教科の指導法に関する科目)」の2019年度以降の開講方法については、各学部において定めることとする。

旧課程適用者は、2019年度以降は、免許課程を持つ学部において旧課程の科目もしくは旧課程の科目と新課程の科目を兼ねる科目として指定された科目を単位取得した場合の

み、「教科に関する科目」として充てることができる。

なお、免許課程を持つ学部が開講する旧課程の科目と新課程の科目を兼ねる科目については、p.2 上段（※）のとおり当該科目が「新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するもの」である必要がある。

○「旧課程」の科目の「新課程」の科目への読替について

新課程適用者が、2019年3月31日以前に本学において旧課程の科目を単位修得していた場合、大学が適当と認めるものは当該科目を旧課程の科目から新課程の科目に読み替えることができる。

読替が必要になるケースとして、2019年3月31日以前に本学(学部)に入学した者が、一部教職科目を単位修得したものの一種免許状の所要資格を満たさずに学部を卒業した後、2019年4月1日以降に本学大学院に入学し学部聴講により不足する教職科目を履修、もしくは科目等履修生としての身分を取得し不足する教職科目を履修して一種免許状取得のための所要資格を満たそうとする場合が想定される(p.1 図④の場合)。

1) 教育の基礎的理解に関する科目等（←旧課程の科目区分：教職に関する科目）

旧課程における「教職に関する科目」(※「各教科の指導法」については5ページを参照)の新課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」への読替については、表2のとおり。

(表2：「教育の基礎的理解に関する科目等」旧課程・新課程の科目読替表)

旧課程（2018年度以前入学者適用）		新課程（2019年度以降入学者適用）	
科目名	単位数	科目名	単位数
教 職 基 礎 論	2	教 職 基 礎 論	2
教 育 原 理	2	教 育 原 理	2
教 育 心 理 学	2	教 育 心 理 学	2
—————	—	特 別 支 援 教 育(注1)	1
教 育 制 度 論	2	教 育 制 度 論	2
教 育 課 程 論	2(注2)	教 育 課 程 論	1(注2)
道徳教育の理論と実践	2	道徳教育の理論と実践	2
特別活動の理論と実践(注3)	2	—————	—
—————	—	特 別 活 動 ・ 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導 法(注3)	2
教 育 方 法 論	2	教 育 方 法 論	2
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2	生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
教 育 相 談 論	2	教 育 相 談 論	2
教 育 実 習 I	2	教 育 実 習 I	2

教育実習Ⅱ	2	教育実習Ⅱ	2
教職実践演習	2	教職実践演習	2

- (注1) 「特別支援教育」は新課程から新たに開設される科目であるため、新課程適用者は必ず当該科目を単位修得する必要がある。なお、当該科目は2019年度入学生（新課程適用者）が2年次となる2020年度から開講する。
- (注2) 旧課程の「教育課程論」は2単位の科目であるが、新課程の「教育課程論」に読み替える際は1単位の科目として読み替える。なお、新課程の「教育課程論」（1単位）は、2019年度入学生（新課程適用者）が2年次となる2020年度から開講する。
- (注3) 旧課程の「特別活動の理論と実践」は、新課程の「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」に読み替えることはできないため、新課程適用者は必ず「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」を単位修得する必要がある。なお、「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」は2019年度入学生（新課程適用者）が2年次となる2020年度から開講する。

2) 教科に関する専門的事項（←旧課程の科目区分：教科に関する科目）

新課程における「教科に関する専門的事項」（科目区分：教科及び教科の指導法に関する科目）については、旧課程における「教科に関する科目」のうち、免許課程を持つ学部において適当と認めるものは「教科に関する専門的事項」として読み替えることができる。（＊免許課程を持つ学部において読替方法を定める。）

○「各教科の指導法」（各教科教育法）について

「各教科の指導法」は、旧課程においては、中学校教諭の免許状、高等学校教諭の免許状ともに4単位以上を修得することとされていたが、新課程においては、中学校教諭の免許状については8単位以上、高等学校教諭の免許状については4単位以上を修得することとされている。

「各教科の指導法」についても上述の「教職に関する科目」（新課程の科目区分：教育の基礎的理解に関する科目等）と同様に、2019年度から「兼ねる科目」として開講する。**【旧課程適用者対応】**

本学において「各教科の指導法」の科目として開設している「各教科教育法」は、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状の科目（国語、社会、外国語（英語）、理科、数学）については、従来は各教科教育法Ⅰ～Ⅳのうち、Ⅰ・Ⅱ、Ⅲ・Ⅳの2科目ずつを隔年で開講していたが、新課程に移行後、2021年度からは原則的にⅠ～Ⅳの4科目を毎年度開講する。なお、高等学校教諭のみの免許状の科目（地理歴史、公民、情報、農業、商業）は従来どおり、Ⅰ・Ⅱの2科目を毎年度開講する。

各科目の開講年度及び旧課程・新課程の対応状況については、表3のとおり（※表中の「課程」欄において「旧・新」となっている科目は「兼ねる科目」）。

なお、外国語（ドイツ語、フランス語）及び工学の教科教育法の開講については、該当免許課程を持つ学部において定めることとする。

（表3：各年度の「各教科教育法」開講科目）

【中・高の免許状の科目】

2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程
各教科教育法Ⅰ	2	旧	各教科教育法Ⅰ	開講せず		各教科教育法Ⅰ	2	旧・新	各教科教育法Ⅰ	2	旧・新
各教科教育法Ⅱ	2	旧	各教科教育法Ⅱ	開講せず		各教科教育法Ⅱ	2	旧・新	各教科教育法Ⅱ	2	旧・新
各教科教育法Ⅲ	開講せず		各教科教育法Ⅲ	2	旧・新	各教科教育法Ⅲ	開講せず		各教科教育法Ⅲ	2	旧・新
各教科教育法Ⅳ	開講せず		各教科教育法Ⅳ	2	旧・新	各教科教育法Ⅳ	開講せず		各教科教育法Ⅳ	2	旧・新

【高のみの免許状の科目】

2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程
各教科教育法Ⅰ	2	旧	各教科教育法Ⅰ	2	旧・新	各教科教育法Ⅰ	2	旧・新	各教科教育法Ⅰ	2	旧・新
各教科教育法Ⅱ	2	旧	各教科教育法Ⅱ	2	旧・新	各教科教育法Ⅱ	2	旧・新	各教科教育法Ⅱ	2	旧・新

また、「各教科の指導法」についても、新課程適用者が2018年度以前に本学において「各教科教育法」を単位修得していた場合、当該科目を旧課程の科目から新課程の科目に読み替えることができる。【新課程適用者対応】

旧課程における「各教科教育法」の新課程における「各教科教育法」への読替については、表4のとおり。

(表4：「各教科教育法」旧課程・新課程の科目読替表)

旧課程（2018年度以前入学者適用）		新課程（2019年度以降入学者適用）	
科目名	単位数	科目名	単位数
各教科教育法Ⅰ	2	各教科教育法Ⅰ	2
		各教科教育法Ⅲ	2
各教科教育法Ⅱ	2	各教科教育法Ⅱ	2
		各教科教育法Ⅳ	2
各教科教育法Ⅲ	2	各教科教育法Ⅰ	2
		各教科教育法Ⅲ	2
各教科教育法Ⅳ	2	各教科教育法Ⅱ	2
		各教科教育法Ⅳ	2

※ 中学校教諭及び高等学校教諭の免許状の科目については、旧課程の「各教科教育法」は新課程の「各教科教育法」のⅠもしくはⅢ、またはⅡもしくはⅣのいずれかの科目に読み替えることができる。（両方の科目に読み替えることは不可。）

高等学校教諭の免許状の科目については、旧課程の「各教科教育法Ⅰ」を新課程の「各教科教育法Ⅰ」に、旧課程の「各教科教育法Ⅱ」を新課程の「各教科教育法Ⅱ」に読み替える。

[注意]

2018年度以前に中学校教諭及び高等学校教諭の免許状の科目の「各教科教育法」を4単位修得したが、一種免許状の所要資格を満たさずに学部を卒業した者が、2019年度以降に本学大学院に入学した場合、当該学生は新課程が適用される。中学校教諭の免許状を取得する場合は、学部時代（旧課程）に修得した「各教科教育法」4単位を新課程における「各教科教育法」4単位に読み替えた上で、中学校教諭の免許状取得に必要な8単位との差分の「各教科教育法」4単位を追加で修得する必要がある。

○ 専修免許状取得に関する経過措置について

専修免許状の取得についても、上述の一種免許状取得の場合と同様、2019年4月1日以降に大学院に入学した者については新課程が適用されるが、2019年3月31日以前に大学院に入学し、2019年4月1日時点で大学院に在籍している者が大学院修了までに所要資格を得た場合は、経過措置が適用され、旧課程が適用される。（※）

なお、2019年3月31日以前に大学院に入学し、2019年4月1日時点で大学院に在籍している者が、大学院修了までに学部聴講による科目の修得により一種免許状の所要資格とあわせて専修免許状の所要資格を満たす場合は、一種免許状の課程についても経過措置が適用され、旧課程が適用される（p.1 図③の場合に該当）。

旧課程における「教科又は教職に関する科目」及び新課程における「大学が独自に設定する科目」の2019年度以降の開講方法については、免許課程を持つ研究科において定めることとする。

旧課程適用者は、2019年度以降は、免許課程を持つ研究科において旧課程の科目もしくは旧課程の科目と新課程の科目を兼ねる科目として指定された科目を単位取得した場合のみ、「教科又は教職に関する科目」として充てることができる。【旧課程適用者対応】

なお、免許課程を持つ研究科が開講する旧課程の科目と新課程の科目を兼ねる科目については、p.2 上段（※）のとおり当該科目が「新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するもの」である必要がある。

また、旧課程における「教科又は教職に関する科目」のうち、免許課程を持つ研究科において適当と認めるものは新課程における「大学が独自に設定する科目」として読み替えることができる。（※免許課程を持つ研究科において読替方法を定める。）【新課程適用者対応】

読替が必要になるケースとして、2019年3月31日以前に本学大学院（博士前期課程）に入学した者が、一部教職科目を履修したものの専修免許状の所要資格を満たさずに博士前期課程を修了した後、2019年4月1日以降に本学の博士後期課程に入学し不足する博士前期課程の教職科目を履修（※）、もしくは科目等履修生としての身分を取得し不足する教職科目を履修して専修免許状取得のための所要資格を満たそうとする場合が想定される。

(※) 博士前期課程を修了した後間を置かず博士後期課程に進学した場合でも、文部科学省の経過措置では、学位課程の学修の継続にはあたらないとされるため、2019年3月31日以前から引き続き大学院に在籍していても経過措置は適用されない。

<参考条文>

○教育職員免許法

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 (略)

三 第 2 条の規定(前二号に掲げる改正規定及び教育職員免許法第 9 条の 3 第 4 項の改正規定を除く。)及び第 5 条の規定並びに 附則第 5 条、第 6 条及び第 15 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の際現に大学又は第 2 条の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧免許法」という。)別表第 1 備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧免許法第 5 条第 1 項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第 2 の 2 備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者についての免許状の授与資格については、第三号施行日以後においても当該者がこれを卒業するまでは、新免許法別表第 1、別表第 2 及び別表第 2 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 6 条 第三号施行日前に大学又は旧免許法別表第 1 備考第三号の規定により文部科学大臣の指定した教員養成機関、旧免許法第 5 条第 1 項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第 2 の 2 備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第 1、別表第 2 及び別表第 2 の 2 に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たもの(前条の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の授与の所要資格を得た者を含む。)は、新免許法別表第 1、別表第 2 及び別表第 2 の 2 に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

○教育職員免許法施行規則

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定(教育職員免許法施行規則第 10 条の 6 第 1 項及び第 3 項の改正規定並びに同令第 12 条の改正規定に限る。)及び第 2 条の規定(免許状更新講習規則第 6 条の改正規定に限る。)は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)別表第 1 から別表第 8 まで、附則第 5 項、第 17

項及び第 18 項の規定により教諭，養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目，養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち，新法別表第 1 備考第 5 号口の規定に準じて，新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が適当であると認めるものは，新課程において修得した 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第 7 項において「領域に関する専門的事項に関する科目」という。），教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第 7 項において「教科に関する専門的事項に関する科目」という。），養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができる。

- 3 新法別表第 1 から別表第 8 まで，附則第 5 項，第 17 項及び第 18 項の規定により教諭，養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について，次の表の第 1 欄に掲げる免許状の種類に応じ，第 3 欄に掲げる科目の単位については，新課程を有する大学が適当であると認めるものは，第 2 欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。

表（略）

- 4 新法別表第 1 から別表第 8 までの規定により，教諭，養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，旧課程において修得した教科又は教職に関する科目，養護又は教職に関する科目又は栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位について，新課程を有する大学が適当であると認めるものは，新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができる。ただし，前項の規定により，新課程において修得した科目の単位とみなした旧課程において修得した教職に関する科目に準ずる科目の単位については，当該科目の単位を新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことはできない。

5～7（略）